

交通安全等に関する補助金交付要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全等に関する団体に助成金としてその経費の一部を補助することにより、交通安全運動の推進、市民の安全意識の高揚を図り各種災害事故を防止して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「交通安全等に関する団体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 防府市安全会議
- (2) 防府交通安全協会
- (3) 山口防府バイコロジ運動をすすめる会
- (4) 防府安全運転管理者協議会

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、市の予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 第2条第1項に掲げる団体は、補助金を受けようとするときは、毎年度6月末日までに交通安全等に関する補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付指令書（第2号様式）を第2条第1項に掲げる団体に交付する。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた第2条第1項に掲げる団体が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に補助金請求書（第3号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第7条 第2条第1項に掲げる団体が事業を完了したときは、直ちに決算書及び事業報告書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第2条第1項に掲げる団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (3) 補助金条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業主体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し補助金に係る事業について報告を求め又は市の職員をして調査させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者

補助金交付申請書

年度 に対する補助金につきまして、下記のとおり
申請いたします。

記

1、補助金申請額 一金 円

2、事業内容

(第2号様式)

指令第 号

補助金交付指令書

申請者 住所
氏名

年 月 日付け、 で申請のありました、 年
度

の事業に対する補助金の交付申請については、金 円也
を交付します。

年 月 日

防府市長

印

(第3号様式)

請求書・領収書

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳 _____

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長 様

住所

氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》							
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口 座 番 号 ・ 種 別							1:普通 2:当座
口 座 名 義 カ タ カ ナ で 記 入 願 い ま す							

上記の金額を領収しました。

年 月 日

防 府 市 会 計 管 理 者 様

住所

氏名

収入印紙
口座振替は不要